



の評

●教育誌6月号

いじめ防止基本方針の課題は

(概観) 森友学園問題や加計学園問題などで世間は騒がしい。「もり」だ。「かけ」だ、と。そは雇の法文でもあるまいにと思つていたら、教育誌6月号は、見事にすべての雑誌が、この問題をスルして来た。こういうところが、ある意味、教育誌の良いところでもある。教育誌6月号は、1誌がいじめ関係の問題を、その他、雑誌が次期学習指導要領を特集している。世間が騒がしい時こそ、じっくり教育誌を手を取って、教育問題を考えたいと思う。

あいまい化するいじめの定義

「月刊教職研修(教育開発研究所)」は、特集1で「いじめの対応、何がうまくいっていないのか—文科省「いじめ基本方針」改定、重大事態ガイドライン」策定を受けて」を組んでいる。いじめ防止対策推進法の施行後3年の見直しの一環で、文科科学省の「いじめ防止対策基本方針」が今年3月に改訂され、さらに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定された。同基本方針は、いじめ防止に関する対応を示したものが、同法施行後もいじめに起因する子どもへの自殺

以上のような内容だ。納得できる部分もあるし、実際には困難ではないかと思われる部分もある。しかし、文科省の基本方針の改訂、ガイドラインの策定により、いじめに対して、学校現場ではこれまで以上に難しい対応が求められるだろう。

飯野眞幸群馬県高崎市教育長による「地方公共団体レベルのいじめ対策の振り返り」は、高崎市のいじめ防止の取り組みの紹介。

新井賢関西外国語大学教授による「学校レベルのいじめ対策の振り返り」は、「教職員一人ひとりがいじめの情報を学校のいじめ対策組織に報告・共有する義務があることを改めて認識する必要がある」としている。

弁護士の水地啓子氏による「最近の「いじめ事件」対応に学ぶ」は、原発事故避難生徒に対するいじめ事件での横浜市教委や学校の対応を検証・批判しながら、いじめ対応の要点を解説する。氏は、学校が事実確認を重視して対応が遅れたと指摘し、事実関係の調査は教委に任せて、学校は児童生徒に適切な対応をすべきだという。

一方、いじめ防止は最重要課題だが、「過労死ライン」を超える長時間勤務にあえぐ教員に、さらに負担を求めるものであることも間違いない。松田英行文教大学教授による「教員の多忙といじめ防止体制」は、いじめ防止対策を具体化するためには、「教員にゆとりを生み出す」ことが必要だとしている。

また、改訂された基本方針の内容に疑問を呈する声もある。ノンフィクション作家の福田ます

事件が相次いだこと、それに対する学校や教委の調査と対応に不適切な点があったことなどを受けて改訂された。

文科省児童生徒課による「解説」いじめ防止等のための基本的な方針」の改定、「重大事態の調査に関するガイドライン」の策定」は、改訂された基本方針の内容、新たに策定されたガイドラインの要点などを説明している。少し長くなるが、知らない人もいると思うので、基本方針の主な改訂内容を見ておこう。

- ① いじめの定義で「けんかは除く」とされていた部分を削除して、いじめの該当範囲を拡大。
- ② 学校が策定したいじめ防止基本方針の取り組み状況を、学校評価の対象に位置付けるよう求めたこと。
- ③ 努力義務となつている教育委員会によるいじめ防止基本方針の策定について、特段の理由がある場合を除き、策定することが望ましいと明記。
- ④ 学校に設置するいじめ防止対策組織を構成する関係者の教員(管理職、主幹教諭、生徒指導担当等)と外部の専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、)

み氏による「いじめられた」と言えば、「いじめ」でよいのか」は、文科省によるいじめの定義が次第にあいまいになっていくことを懸念している。保護者がいじめや体罰をでっち上げ、マスコミまでもだまされた事件を取材してきた氏は、「ほくほくはいつにいじめられていく」と誰かを名指しすれば、その児童・生徒があつたという間に「いじめっ子」にされかねない」と指摘。「そもそも、いじめられた側がいじめだと言えればいじめ」「子どもが体罰だと言えれば体罰」などといった主張は、あまりに一方的で言った者勝ちだ」と氏は批判し、いじめについて、学校は「予断を排して公平中立に、いじめられた側・いじめた側の言い分を聞くことだ」と注文する。

実に厄介な問題だと思ふ。これに類するような事態は、学校現場でも結構発生しているのではない。しかし、被害者に寄り添うという方針が間違っているとは思わない。悪意のない言動がいじめにつながるケースはよくある。逆に、被害者側の過剰反応という場合もあろう。周囲の「いじめ問題への対応」とは、適切な人間関係を構築する力を子どもたちに身につけさせることではないだろうか。

SNSとコミュニケーションスキル

とはいえ、現代では適切な人間関係を構築することがなかなか難しくなっている。そもそも誰もがスマートフォンばかり眺めていて、人間を見ていない。

① 警察官(検察官)などの内容を明記し、実効性のある人選を求めた。

② 教員がいじめの情報を隠して、学校の対策に報告をしないことは、同法違反となり得ることを明記。

③ いじめの「解消」している「状態の要件を、いじめがやんでから少なくとも3カ月を経過し、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」という2点を満たす必要があるとしたこと。

④ 国立大附属学校と私立学校が、いじめ問題で教委と連携を確保するよう明記。

⑤ 発達障害、外国人児童生徒、性同一性障害、東日本大震災被災者や原発事故避難者などへの配慮。

このように、基本方針改訂では、学校現場のいじめ防止体制に実効性を持たせようとしていることが分かる。また、重大事態調査のガイドラインの主な内容は、次のように説明されている。

- ① いじめの重大事態の調査は、事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」が生じた段階で開始されなければならない。
- ② 児童生徒や保護者からのいじめの申し立てに「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態の発生として報告・調査に当たることがあること。
- ③ 調査内容は格段の支障がなければ公表することが望ましいと明記。
- ④ 調査結果の被害者の保護者への適切な報告は、法律上の義務であると認識すること。

「日本教育」(日本教育会)は、特集「子ども」を組んでいる。この中で下村健一白鴎大学客員教授による「SNSを手にした子どもと社会の変化」は、喫茶店に入った高校のクラスメートの集団が一斉にスマホの画面に向かい始めたという風景を紹介している。スマホを使って全員の注目をまとめているというのだが、同級生同士が集まっているのにそこには一切会話がなない。最近の大学でも、直接質問したり拳手する代わりに、ツイッターで質問・意見を電子黒板に書き込むという授業があるそうだ。そして問題は、電子機器を駆使する若者たちが、自分たちはコミュニケーションスキルが高いと思込んでいること。

これに対して氏は、スマホなどの普及により発言力、表現力、情報の受容力は確実に退化していると言いつける。だが、発言力や表現力の退化は何となく分かるが、受容力の退化とは何か。スマホを掲げる若者・子どもたちには、多くの情報を受容している。ところが、ネット上で検索される情報は、自分の好みや傾向のもののみが集まる仕組みで、最終的には自分が好む意見ばかり見ることになる。そうすると、自分と違う意見や不慣れた情報に出会うと強い拒否反応を起こすようになる。逆に自分の好みや意見は無批判に受け入れられるようになる。なるほど、現在のネット社会はそんなふうになっている。

このようなことを防止するために氏は、メディアリテラシーの一環として「情報のキャッチボール」をさせることと、「自分は発信者である」と